

安曇野都市計画地区計画の決定（安曇野市決定）

豊科都市計画地区計画新田東地区地区計画を次のように変更する。

名	称	新田東地区地区計画
位	置	安曇野市豊科の一部
面	積	約 9.2 ha
地区計画の目標		<p>本地区は、豊科中心市街地に位置し、南西にJR大糸線豊科駅、西に国道147号が近接する交通至便な地区である。</p> <p>本計画は文化・業務施設地区として既に整備され、その近隣は閑静な住宅地になっている。建築物の用途に制限を加える事で近隣の住環境に配慮した市街地の形成を目指す。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	文化・業務施設地区として、近隣住宅地との調和も含めた望ましい土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	地区道南側には、都市計画道路として、神明通線（16m）がある。
	建築物等の整備の方針	文化・業務地区として、近隣住宅地の住環境を保全するため、建築物の用途の制限を行う。
地区整備計画	建築物の用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○準住居地域に建築してはならない建築物</li> <li>○ホテル、旅館</li> <li>○ボーリング場、スケート場等</li> <li>○カラオケボックス等</li> <li>○麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場その他これに類するもの</li> <li>○自動車教習所</li> <li>○畜舎</li> <li>○自動車修理工場</li> <li>○ガソリンスタンド</li> <li>○火薬、石油類等の危険物の貯蔵、処理に供する施設で量が非常に少ない施設</li> </ul>

理由

南安曇郡豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び東筑摩郡明科町の合併に伴う都市計画区域名の変更に伴い都市計画地区計画名称を変更するものである。